

自分ならどう考え行動するか！

病院の上手な利用法

～自己負担のみならず社会保障費を節約する方法～

講師 フリーランス麻酔科医 筒井 富美氏

所得	自己負担額	自己負担割合	自己負担上限額
前年所得が約1,160万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	1%	140,100円
前年所得が約770万円～1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	1%	93,000円
前年所得が約370万円～770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	1%	44,400円
前年所得が約156万円～370万円	18,000円 (保険上額144,000円)	1%	57,600円
所得が約156万円未満	8,000円	24,600円	適用なし

・住民税非課税世帯は医療費が定月8000円で外来通いたい放題 → 過剰医療の一因
・資産は無関係 (リタイア世代に有利)

日本の歳出の中で、社会保障費が毎年最多を占めています。例えば、国の令和7年度一般会計全予算は、総額115兆5415億円で、社会保障費は、38兆2778億円で約33%を占めています。少子高齢化社会が進む現状において、病院の上手な利用方法を再検討する必要があります。

医療の質を下げないこと、自己負担は上がらないこと、医療介護機関の負担を上げないこと、さらには、社会保障費総額を上げないこと、また高齢者においては、人生の長さより質を重視することなども重要なことです。また高額療養費制度では、年齢や所得により自己負担限度額が異なることや、70歳以上の年金受給者は住民税非課税になりやすく、医療費が定月8,000円で外来通い放題であり、過剰医療の一因ともいわれています。また後期高齢者や認知症患者の治療の限界を決めておくことも重要とのことです。

「自分ならどう考え行動するか」多くの課題や難題がありますが、限りある医療資源を大切に使うことが重要です。

美里町議会議員
櫻沢 克幸

美里町議会議員研修

1/29木

於 美里町役場

広域圏

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会 第4回定例会

令和7年12月24日(水) 開催

○一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給料、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を改正するとともに、国家公務員の取扱いに準じ、管理職員が災害への対処その他緊急の必要により週休日等に勤務した場合に手当を支給するため改正するものです。

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

消防庁からの通知により、緊急消防援助隊の隊員として出動した場合の手当の創設についての助言を鑑み、特殊勤務手当を支給するため決定するものです。

○火災予防条例の一部を改正する条例

省令等の一部改正に伴い、林野火災予防及び簡易サウナ設備等について、火災予防上必要な措置を定めるため改正を行うものです。

○手数料徴収条例の一部を改正する条例

小山川クリーンセンターの使用手数料について、普通世帯から排出するもの10キログラムにつき40円を、令和8年10月1日から70円に、令和9年10月1日から100円に改正するものです。



○令和7年度一般会計補正予算(第2号)

補正額 5,631万7千円
補正後の額 47億1,034万7千円

一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の補正のほか、債務負担行為の事項・期間・限度額を設定するものです。

(美里町選出議員 櫻沢 保・新井英行)

